

建設業法施行令の一部を改正する政令について

令和4年12月13日

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）により、特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額、及び専任の配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が引き上げられることとなりました。

なお、これらの改正は、いずれも令和5年1月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、本改正政令施行後は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

- (1) **特定建設業の許可及び監理技術者の配置**が必要となる下請契約の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 6,000万円→7,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 4,000万円→4,500万円

- (2) **主任技術者の専任の配置**が必要となる建設工事の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 7,000万円→8,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 3,500万円→4,000万円

詳細は下記のページをご覧ください。

https://www1.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html

（国土交通省 報道発表資料「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定）